

## 1. 平成25年第5回郡上市議会定例会議事日程（第1日）

平成25年12月2日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定
- 日程3 議案第145号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程4 議案第146号 郡上市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第147号 郡上市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第148号 郡上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第149号 郡上市法定外公共物の管理条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第150号 郡上市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第151号 郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程10 議案第152号 郡上市簡易水道等事業給水条例等の一部を改正する条例について
- 日程11 議案第153号 郡上市病院事業等の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程12 議案第154号 平成25年度郡上市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程13 議案第155号 平成25年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程14 議案第156号 平成25年度郡上市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程15 議案第157号 平成25年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程16 議案第158号 平成25年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程17 議案第159号 平成25年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程18 議案第160号 平成25年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程19 議案第161号 平成25年度郡上市北濃財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程20 議案第162号 平成25年度郡上市石徹白財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程21 議案第163号 平成25年度郡上市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程22 議案第164号 平成25年度郡上市病院事業等会計補正予算（第1号）について
- 日程23 議案第165号 新市建設計画の変更について
- 日程24 議案第166号 工事請負変更契約の締結について（市道西安久田・穴洞線災害復旧工事）
- 日程25 議案第167号 工事委託変更協定の締結について（特環 大和中央浄化センター機械・

電気設備工事委託業務)

日程26 議案第168号 旧慣による公有財産の使用権を廃止することについて

日程27 議案第169号 財産の無償譲渡について (北濃財産区の財産)

日程28 議報告第10号 諸般の報告について (例月出納検査結果)

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。(17名)

1番	山 川 直 保	2番	田 中 康 久
3番	森 喜 人	4番	田 代 はつ江
5番	兼 山 悌 孝	6番	野 田 龍 雄
7番	鷺 見 馨	8番	山 田 忠 平
9番	村 瀬 弥治郎	10番	古 川 文 雄
11番	清 水 正 照	12番	上 田 謙 市
13番	武 藤 忠 樹	14番	尾 村 忠 雄
15番	渡 辺 友 三	16番	清 水 敏 夫
17番	美谷添 生		

4. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

18番	田 中 和 幸
-----	---------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	鈴 木 俊 幸
教 育 長	青 木 修	市 長 公 室 長	田 中 義 久
総 務 部 長	服 部 正 光	総 務 部 付 部 長	武 藤 隆 晴
健康福祉部長	羽田野 博 徳	農 林 水 産 部 長	野 田 秀 幸
商工観光部長	山 下 正 則	商 工 観 光 部 付 部 長	水 野 正 文
建 設 部 長	武 藤 五 郎	環 境 水 道 部 長	平 澤 克 典
教 育 次 長	細 川 竜 弥	会 計 管 理 者	三 島 哲 也
消 防 長	川 島 和 美	郡 上 市 民 病 院 事 務 局 長	猪 島 敦

国保白鳥病院  
事務局 長 藤 代 求

郡 上 市  
代表監査委員 齋 藤 仁 司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局 長 池 場 康 晴

議会事務局  
議会総務課 長 丸 井 秀 樹

議会事務局  
議会総務課 長 補 佐 河 合 保 隆

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（清水敏夫君） おはようございます。議員の皆様には、大変御多用のところを出席いただきまして、ありがとうございます。

本定例会は、議案が25件、報告が1件であります。よろしく御審議のほどお願いをいたします。

ただいまから平成25年第5回郡上市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の欠席議員は、18番 田中和幸君であります。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

(午前 9時29分)

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（清水敏夫君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には7番 鷲見馨君、8番 山田忠平君を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（清水敏夫君） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程については、去る11月25日の議会運営委員会において御協議をいただいております。

お諮りします。本定例会の会期は、本日12月2日から12月20日までの19日間としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日12月2日から12月20日までの19日間と決定いたしました。

会期日程につきましては、お手元に配付してありますので、お目通しを願います。

齋藤代表監査委員におかれましては、大変御多用のところを御出席いただき、まことにありがとうございます。

---

### ◎市長挨拶

○議長（清水敏夫君） ここで、日置市長より御挨拶をいただきます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） おはようございます。平成25年第5回郡上市議会定例会の開会に当たり、御

挨拶並びに提案説明を申し上げます。

本日、平成25年第5回郡上市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御参集をいただき、まことにありがとうございます。

提出議案の説明に先立ち、若干の御報告を申し上げます。

まず、1点目ですが、冬の到来に伴い、郡上市内の11あるスキー場が順次開業し、郡上市は本格的なスキーシーズンを迎えようとしております。

今シーズンから郡上市スキー場CEO会——これは市内のスキー場の経営トップの方々のご集まりでございますが——この会と美濃地区索道協会の御厚意により、郡上市内の小中学生はリフト券を無料にし、その保護者や高校生等については1日券を1,000円とするなどのリフト券特別優待制度が10のスキー場で開始されることになりました。多く子どもたちがこの制度を利用することにより、ウインタースポーツ、スキー文化になれ親しみ、将来のスキー、スノーボード選手を郡上市から多く輩出することや、冬季の重要な産業であるスキー場が、今後とも地元の人を初め多くの来訪者でにぎわうようになりますことを期待しております。

また、このような思い切った優待措置をとっていただいた関係者の御尽力に感謝を申し上げます。

次に、去る10月31日には、ひるがのサービスエリアにおいて東海北陸自動車道の白鳥インターチェンジから飛騨清見インターチェンジ区間、延長約41キロメートルの4車線化工事安全祈願祭がとり行われました。

平成30年度を完成目標年度としており、交通安全面の向上、冬季間の除雪作業の効率化、交通渋滞解消による地域経済への波及効果などを期待するものであります。

特に、いわゆる昇龍道キャンペーンでの東海北陸自動車道を利用した観光ルートを中心に郡上市は位置しており、東南アジア圏における郡上市の認知度を高め、誘客に結びつける取り組みを進めてまいりたいと考えております。

3点目ですが、防災・減災対策として、6年がかりで進められておりました八幡町小瀬子地区における公共急傾斜地崩壊対策事業が完成をし、11月の24日に地元自治会により竣工式がとり行われました。

この事業は、岐阜県を事業主体として、平成20年度から事業着手されたもので、総事業費は2億8,612万円で、うち、市はその5%を負担いたしました。重力式擁壁工により延長329メートルにわたって施工され、擁壁の高さは2.5メートルから5メートルという事業内容であります。この工事の完成により地区の人命、財産を守るとともに、基幹道路である国道156号線への土砂の崩落を防ぐことが期待されるものであります。

最後に、イベント関係について2件申し上げます。

去る11月9日、10日の土曜日、日曜日の2日間、愛知県豊川市において第8回B—1グランプリ

I N豊川が開催されました。郡上市からはことしも、奥美濃カレーとめいほう鶏ちゃんの2チームが出店し健闘をいたしました。惜しくも2チームとも入賞を逸しましたが、全国に向けて郡上市のPRをしていただきました。関係者の御尽力に深く感謝するとともに、来年へ向けての不屈のチャレンジを、期待を申し上げるものであります。

もう一つは、去る11月25日に東京ドームにおいて天皇・皇后両陛下御臨席のもとに、全国の消防団関係者が集う消防団120年、自治体消防65周年記念大会が開催されました。郡上市からも多数の消防団関係者が参加されましたが、特に郡上市消防団ラッパ隊の隊員20名が他県のラッパ隊員とともに出場し、3万7,000余の大観衆の前で見事な吹奏を披露してくださいました。大会前に随分練習を重ねられたということをお聞きをいたしました。私も大会に参加し、その勇姿に深く感銘を受け、大変誇らしく感じるとともに、今後とも消防団活動の充実強化の必要性を強く感じたところであります。

それでは、今定例会に提案をいたしました議案、全部で25件でございますが、人事案件1件、条例の一部改正8件、平成25年度補正予算11件、その他5件につきまして、その概要を申し上げます。

初めに、人事案件についてであります。

議案第145号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。

委員1名について、平成26年3月31日をもって任期満了となるので、委員候補者の推薦について議会の意見を求めるものであります。

次に、条例の一部改正の関係であります。

8件のうち4件は、このたびの消費税等の税率改定に伴うものであります。

議案第146号は、郡上市基金条例の一部改正についてであります。定額運用基金の一つである郡上市ふるさと基金の額を変更する等、所要の規定を整備するため改正を行うものであります。

議案第147号は、郡上市小口融資条例の一部改正についてであります。中小企業信用保険法の一部改正に伴い、引用する法律の条項を改める等、所要の改正を行うものであります。

議案第148号は、郡上市道路占用料徴収条例の一部改正についてであります。消費税法の一部改正等に伴い、消費税等の規定を改めるため所要の改正を行うものであります。

議案第149号は、郡上市法定外公共物の管理条例の一部改正についてであります。これも同じく消費税法の一部改正等に伴い、消費税等の規定を改めるため所要の改正を行うものであります。

次に、議案第150号 郡上市市営住宅管理条例の一部改正と議案第151号 郡上市市有住宅管理条例の一部改正についてありますが、これらはいずれも配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正に伴い、引用する法律名を改めるため所要の改正を行うものであります。

議案第152号は、郡上市簡易水道等事業給水条例等、全部で5件の条例の一部改正についてありますが、消費税法の一部改正等に伴い、消費税等の規定を改めるため所要の改正を行うものであ

ります。

議案第153号は、郡上市病院事業等の使用料及び手数料条例の一部改正についてであります。これも同じく消費税法の一部改正等に伴い消費税等の規定を改めるため所要の改正を行うものであります。

なお、消費税法の一部改正等に基づく条例改正については、今回提案したもののほかに、なお若干の案件が残っておりますが、そうしたものの対応については現在検討を重ねている状況でございますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、議案第154号から議案第164号までは、平成25年度郡上市一般会計補正予算を初めとして合計11会計における予算の補正をお願いするものであります。

まず、一般会計補正予算の主なものといたしまして、歳出では、郡上市産材住宅建設等支援事業400万円、沿道林修景整備事業420万円、消防施設整備事業510万円の増額及び現年補助災害復旧工事、これは林業用施設でございますが、748万円の減額等であります。

一方、歳入では、国から参ります地域経済の活性化雇用創出臨時交付金1億7,526万4,000円、前年度繰越金1億4,231万6,000円の増額、及び市債1億8,140万円の減額、減債基金繰入金1億5,400万円の減額等が主なものであります。

以上、歳入歳出それぞれ388万6,000円の追加補正をお願いするものであります。

そのほか一般会計以外では特別会計8会計、公営企業会計2会計につきまして、職員異動等による人件費の増減調整、浄化槽設置工事費の増、地域ケーブルテレビネットワーク整備事業費確定による減額、分収造林事業の増額等により、それぞれ所要の補正を行うものであります。

議案第165号は、新市建設計画の変更についてであります。合併特例事業債の起債期間が5年間延長されたことに伴い、より総合的かつ効果的に市の均衡ある発展を推進するため、新市建設計画を変更しようとするものであります。

議案第166号は、市道西安久田・穴洞線災害復旧工事について、契約金額を434万700円増額し、工事請負変更契約を締結しようとするものであります。

議案第167号は、大和中央浄化センター機械・電気設備工事委託業務について、委託協定金額を6,800万円減額し、工事委託変更協定を締結しようとするものであります。

次に、議案第168号と議案第169号は、北濃財産区内にある旧来から地元住民により管理運営されてきた財産区有財産、全部で509筆、992万973.3平方メートルについて、旧慣による——古いならわしと書きますが——旧慣による公有財産の使用権を廃止し、地元認定地縁団体または設立予定の地縁団体に無償譲渡をしようとするものであります。

以上が本定例議会に提出をいたしました議案の概要でございます。

議案の詳細につきましては、議事の進行に従い、それぞれ担当部長等から説明をいたしますので、

御審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、申し上げます。御挨拶並びに議案の提案説明といたします。平成25年12月2日、郡上市長 日置敏明。ありがとうございます。

○議長（清水敏夫君） ありがとうございます。

---

◎議案第145号について（提案説明・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程3、議案第145号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 議案第145号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。平成25年12月2日提出、郡上市長 日置敏明。

住所、郡上市高鷲町大鷲2366番地、氏名、林吉男、生年月日、昭和25年12月3日、新任でございます。特にこの林吉男氏においては、平成23年度には高鷲の自治会の支部長さんもお務めになられたということで、温厚な性格で地域の皆様からも非常に信頼が厚く、人権擁護委員としての活動にも積極的にかかわっていただけるというふうを考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

任期については3年でございます。平成26年4月1日から平成29年3月31日までということでございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（清水敏夫君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第145号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第145号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。議案第145号について、原案に同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第145号は原案に同意することに決定いたしました。

---

◎議案第146号から議案第153号までについて(提案説明)

○議長(清水敏夫君) 日程4、議案第146号 郡上市基金条例の一部を改正する条例についてから、日程11、議案第153号 郡上市病院事業等の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてまでの8議案を一括議題といたします。

順次説明を求めます。

議案第146号は、市長公室長 田中義久君。

○市長公室長(田中義久君) それでは、議案第146号 郡上市基金条例の一部を改正する条例についてでございます。郡上市基金条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成25年12月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、郡上市ふるさと基金の額を変更する等、所要の規定を整備するためこの条例を定めようとするというものでございます。

1枚おめくりいただきますと本文がありますが、2点であります。郡上市の住民生活に光をそそぐ交付金基金の項基金を廃止することと、それから郡上市ふるさと基金のこの額を変更することとであります。

もう1枚おめくりいただきますと、新旧対照表がございますけれども、最初に積立基金第3条のこの郡上市ケーブルテレビ事業整備基金の次にあります、郡上市住民生活に光をそそぐ交付金基金でございます。こちらにつきましては、平成22年度から国に交付金をいただきまして、これをその金額のうち、当時2,600万円をこの交付金基金に積み立てまして、23年度、24年度の事業で展開をさせていただいたものであります。事業によりまして、自殺予防対策事業、児童虐待防止事業、不登校対策研修事業、学校公共図書館整備充実事業、ふるさと歴史風土調査事業、この事業、5つの事業をこの光をそそぐ交付金の基金の中から取り崩して事業をやらせていただいたものでございまして、平成24年度までに全額をこれで使わせていただきまして完了したということですので、この基金を廃止するというものでございます。

また、次の運用基金として郡上市ふるさと基金があります。こちらは、一つは郡上郡の広域の時代からふるさと基金として持っておりました10億円が一つでありますし、もう一つのこの金額でございますと9,230万円という基金になりますが、こちらは中濃地方拠点都市地域の整備推進協議会として、ふるさと市町村圏基金を持ち合うということで、加茂圏域、中濃圏域、それから郡上圏域ということで分担をして持っておったわけでありまして、こちら県補助金入れて総額で10億円でご

ざいます。

そこで、今般、中濃地方拠点都市地域整備推進協議会におきまして、この数年、相当事業が完了して済んできたことが一つでありますし、もう一つは、消防救急デジタル無線の設備整備事業及びその運用に係る経費が、非常に関係市町村に重たい事業として財源の問題としては浮上してきておったということでありまして、数年来、このふるさと市町村圏基金につきましては、関係の13市町が集まって議論をしておったわけでありまして、皆さんが一致してこの消防救急デジタル無線の財源としてこれを使っていこうということで案がなりまして、本年6月13日の関係市町村長の正式な総会におきまして、その基金の取り崩しが決まったものでございます。

そういうふうな経緯をもちまして、10億9,230万円でありました、この基金の額ですね、これ現在高もこの額であります、これをこの中から郡上市として拠出をしておった分、8,289万円を減額をしまして、10億941万円を基金の額とするものでございます。

なお、941万円の中には、引き続き、岐阜県からの補助金であります、この中濃拠点の基金としては1割県の分が残りますので、その分を分担として持つ921万円という金額がこの中に残りますので、その部分は引き続きこの基金として活用をさせていただくということとなります。

以上、基金につきまして2つの、一つは廃止、一つは額の変更ということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（清水敏夫君） では、議案第147号、商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） それでは、議案第147号でございます。郡上市小口融資条例の一部を改正する条例について、郡上市小口融資条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成25年12月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律による中小企業信用保険法の一部改正に伴い、引用する法律の条項を改める等、所要の規定を整備するためこの条例を定めようとするというものでございます。

1枚おめくりをいただきます。郡上市小口融資条例の一部を改正する条例でございます。郡上市小口融資条例の一部を次のように改正するというもので、2点ございます。

まずは、4条第1項第1号中、中小企業信用保険法第2条第2項という引用規定を中小企業信用保険法第2条第3項に改めるという項ずれでございます。

それから、第6条第3号中、手形貸し付け、証書貸し付け、または手形割引とありましたものを手形貸し付け、証書貸し付け、手形割引または電子記録債権割引に改めるというものでございます。

附則につきましては、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

1枚おめくりいただきますと、新旧対照表がございます。ただいま申し上げました第4条につきましては、小口融資条例の申込人の資格の定義を書いておるところでございます。ここで4条第

1号の中小企業者の要件ということで、中小企業信用保険法第2条第2項を第3項というふうにして項をずらすという改正でございますし、第6条は融資の条件でございます。この第3号貸付形式、この中に手形貸し付け、証書貸し付け、または手形割引と書いてございましたものを、これに電子記録債権割引という貸付形式を加えるというものでございます。

それでは、この改正の中身でございますが、皆様のお手元に参考資料として2枚紙で配付をさせていただいております。議案第147号 郡上市小口融資条例の一部を改正する条例参考資料というものがございます。ごらんいただきたいと思っております。

ここで書いてございます、まず1点目の法律の改正の部分でございます。先ほど申しました小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律、大変長うございまして、略称は小規模企業活性化法というふうにして略称がつけてございます。これが平成25年9月20日施行されました。

内容につきましては、中小企業それから小規模企業の支援のための各種の法律の整備というものでございまして、その中で中小企業信用保険法についても改正がなされております。中身につきましては、資金調達の円滑化を図るため、電子記録債権割引が貸付形式の対象に加わる改正が行われたと。言いかえますと、保険側に言いかえますと、信用保証の対象に電子記録債権割引が加わったというふうにして御理解をいただきたいと思っております。これによりまして、申込人の資格を定義する条項に項ずれが生じたものでございます。

参考1といたしまして、現在の小規模企業活性化法の特にこの条例にかかわる中小企業信用保険法の一部改正分を書いてございます。わかりやすくするために、参考に1枚はねていただきますと、改正後の中小企業信用保険法の関係部分の抜粋を書いておるところでございます。

まず、第2条第2項、これは用語の定義のところでございますが、2項が新たに加わったもので、電子記録債権の割引とは、中小企業者がその有する債権である電子記録債権を当該電子記録債権に係る債務の支払い期日の日前に次条第1項に規定する金融機関に譲渡することにより、当該電子記録債権の金額から一定の金額を控除して得た金額につき、当該金融機関からの資金の融通を受けることをいう、という電子記録債権の割引の条項を加えましたことから、第3項がずれて、従来は第2項だったものが第3項にずれたというものでございます。

それから、3ページには、その信用保証の本文が書いてございます。アンダーラインの引いてあるところをごらんいただきますと、第3条の第1項について、金融機関からの借入れによる債務の保証をすることにより、中小企業者1人についての保険価額の合計額が2億円を超えることができない保険について、借入金のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができるという、信用保証協会の信用保証について述べておる条項でございますが、その借り入れの方法

につきまして、括弧書きで従来手形割引というふうにして書いてあったものが、これに加えて、または電子記録債権の割引ということで電子記録債権をつけ加えたというものでございます。

一番最後のページ見ていただきますと、「ところで、電子記録債権とは」というふうにして書いてございますが、御商売をされておられる方についてはおわかりかと思いますが、電子記録債権とは、平成20年12月1日に施行されまして、例えば手形あるいは売掛債権等の指名債権、これらは紙媒体でありましたり、二重譲渡のリスク等もございましたものですから、今のIT技術の進歩により、債権を、電子記録をしていく口座のようなものでございますが、新たな金銭債権ができたというものでございます。これに基づいて法律改正がなされておるということですので、また後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（清水敏夫君） 次に、議案第148号から151号までの説明をお願いします。

建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 議案第148号 郡上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、郡上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成25年12月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由としまして、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律による消費税法の一部改正等に伴い、消費税等の規定を改める等、所要の規定を整備するためこの条例を定めようとするものでございます。

改正の第1条につきましては、新旧対照表の1、2ページでございますけれども、字句の訂正と、それから道路法の改定によりまして、国の行う事業につきましては全て占用料が免除になったということで、法第35条に規定する事業を削除するものでございます。

それから、3ページの改定の第2条につきましては、消費税法等の一部改正等により改めるものでございますので、よろしく申し上げます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございますし、2条の規定につきましては、平成26年4月1日から施行するものでございますので、よろしく申し上げます。

また、継続占有にかかわる適用についても明記しておりますので、よろしく願いいたします。

議案第149号 郡上市法定外公共物の管理条例の一部を改正する条例について、郡上市法定外公共物の管理条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成25年12月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律による消費税法の一部改正等に伴い、消費税等の規定を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。

法定外公共物の管理条例の改正につきましても、道路占用料徴収条例と同様、消費税法等の一部改正等によるものでございますので、よろしく申し上げます。

附則としまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

また、継続占用にかかわる適用につきましても明記しておりますので、よろしくお願いたします。

議案第150号 郡上市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について、郡上市市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成25年12月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正に伴い、引用する法律名を改めるためこの条例を定めようとするものでございます。

新旧対照表でございますけれども、1ページでございますけれども、保護に関する法律等に関する法律に訂正するものでございますけれども、従来は正式な婚姻関係にある者のみを対象としておりましたけれども、今回の改正により、事実婚の共同生活者も保護の対象として単身入居ができることになったものでございます。

附則としまして、平成26年1月3日から施行するものでございます。

議案第151号 郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例について、郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成25年12月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正に伴い、引用する法律名を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。

市有住宅につきましても、市営住宅同様、正式な婚姻関係にある者だったが、今回、事実婚の共同生活者も保護の対象として単身入居ができることになったものでございます。

附則としまして、この条例は、平成26年1月3日から施行するものでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（清水敏夫君） 議案第152号の説明を求めます。

環境水道部長 平澤克典君。

○環境水道部長（平澤克典君） 議案第152号 郡上市簡易水道等事業給水条例等の一部を改正する条例について、郡上市簡易水道等事業給水条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成25年12月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございます。社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律による消費税法の一部改正等に伴い、消費税等の規定を改めるためこの条例を定めようとするものでございます。

「等」となっておりますのは、関係いたします5つの条例の改正でございますので、よろしくお願いたします。

おめくりいただきますと、改正後の本文を載せさせていただいております。これにつきましては、2枚おめくりいただきまして、新旧対照表にて御説明申し上げます。

郡上市簡易水道等事業給水条例の一部改正でございます。

表右側の下線で表示してございます第29条、100分の105を乗じて得た金額を、左側でございますが、消費税等相当額を加算した額とするものでございます。

同じく次に、第36条、100分の105を乗じて得た額を消費税等相当額を加算した額に、また第38条、100分の5を乗じて得た額を消費税等相当額を加算した額とするものでございます。

1枚おめくりをいただきまして、2ページをお願いいたします。郡上市下水道条例の一部改正でございます。第18条、100分の105を乗じて得た額を消費税等相当額を加算した額とするものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。郡上市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。同じく第7条、100分の105を乗じて得た額を消費税等相当額を加算した額とするものでございます。

1枚おめくりをいただきまして、4ページをお願いいたします。郡上市水道事業料金等に関する条例の一部改正でございます。申しわけございませんが、右側、旧表の2行目、使用料の算定方法となっておりますが、正しくは料金でございますので、訂正のほど、よろしくお願いたします。

第3条及び第10条の100分の105を乗じて得た額を、それぞれ消費税等相当額を加算した額とするものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。郡上市上水道工事分担金徴収条例の一部改正でございます。第3条、100分の105を乗じて得た額を消費税等相当額を加算した額とするものでございます。

以上の改正する条例の附則といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（清水敏夫君） 議案第153号の説明を求めます。

市民病院事務局長 猪島敦君。

○郡上市民病院事務局長（猪島 敦君） 議案第153号でございます。郡上市病院事業等の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について、郡上市病院事業等の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成25年12月2日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、消費税の規定を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚めくっていただきますと、改正条文ですが、もう1枚めくっていただきまして、新旧対照表

をごらんいただきたいと思います。今回の社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的改革を行うための消費税法の一部を改正する等法律の施行によりまして、今回消費税の条文を改正をさせていただくものでございます。他の郡上市の条例に合わせて、消費税の条項を明文化を図り整備しようとするものでございます。

内容につきましては、前3項の使用料及び手数料のうち、消費税法の規定により消費税を課することとされる使用料及び手数料については、それぞれの当該使用料及び手数料の額に消費税相当額を加算した額とするというものでございます。明文化し整備を図るものですので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（清水敏夫君） 以上で説明を終わります。

質疑については、会期日程に従い、改めて行います。

---

#### ◎議案第154号から議案第164号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（清水敏夫君） 日程12、議案第154号 平成25年度郡上市一般会計補正予算（第3号）についてから、日程22、議案第164号 平成25年度郡上市病院事業等会計補正予算（第1号）についてまでの11議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 議案第154号 平成25年度郡上市一般会計補正予算（第3号）について、上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成25年12月2日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、1ページ目をお願いします。平成25年度郡上市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ388万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ289億1,358万5,000円とする。

2は省略させていただきます。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正、第4条、地方債の変更は、「第4表 地方債の補正」による。

おめくりいただきまして、5ページ目をお願いします。「第2表 繰越明許費」、民生費児童福祉費、子ども子育て支援システム構築事業414万5,000円、「第3表 債務負担行為補正」、追加、

美濃東部区域農用地総合整備事業経費、平成25年度から平成39年度まで2,184万円。

続いて、6ページをお願いします。「第4表 地方債補正」、変更でございます。一般単独債、補正後のみをお読みさせていただきます。15億7,450万円、合併特例債でございます。辺地対策事業3億4,360万円、補助災害復旧事業3,570万円、過疎対策事業3億7,380万円、合計が34億2,460万円、1億8,140万円の減でございます。

続いて、議案第155号 平成25年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成25年12月2日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、1ページ目をお願いします。平成25年度郡上市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,249万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億1,112万8,000円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ898万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,862万7,000円とする。

以下は省略させていただきます。

議案第156号 平成25年度郡上市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成25年12月2日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページ目をお願いします。平成25年度郡上市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億8,974万7,000円とする。

2は省略いたします。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

3ページ目をお願いいたします。「第2表 地方債の補正」、変更でございます。簡易水道事業、補正後は4億5,320万円でございます。合計で5億6,930万円、3,200万円の減でございます。

続きまして、議案第157号 平成25年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成25年12月2日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページ目をお願いいたします。平成25年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ769万8,000円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億2,655万7,000円とする。

2は省略いたします。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

3ページ目をお願いいたします。「第2表 地方債の補正」、変更、下水道事業5億320万円、農業集落排水事業債で660万円、個別排水事業債で1,620万円、合計で5億780万円を290万円の減額でございます。

議案第158号 平成25年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成25年12月2日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページ目をお願いします。平成25年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ64万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億9,168万2,000円とする。

続いて、議案第159号 平成25年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について、上記について、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求める。平成25年12月2日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページ目をお願いします。平成25年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ576万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,036万7,000円とする。

2以降は省略させていただきます。

議案第160号 平成25年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）について、上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成25年12月2日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページ目をお願いします。平成25年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ238万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,765万円とする。

以下は省略させていただきます。

議案第161号 平成25年度郡上市北濃財産区特別会計補正予算（第1号）について、上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成25年12月2日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページ目をお願いします。平成25年度郡上市北濃財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ408万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,077万円とする。

2以降は省略させていただきます。

議案第162号 平成25年度郡上市石徹白財産区特別会計補正予算（第1号）について、上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成25年12月2日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページ目をお願いします。平成25年度郡上市石徹白財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ249万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,530万6,000円とする。

2以降は省略させていただきます。

議案第163号 平成25年度郡上市水道事業会計補正予算（第1号）について、上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成25年12月2日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページ目をお願いします。総則、第1条、平成25年度郡上市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、平成25年度郡上市水道事業会計予算、第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款、八幡地域水道事業費用でございます。補正予定額が1,005万3,000円の減額で、計が1億96万5,000円でございます。第1項、営業費用、同じく1,005万3,000円の減額で9,069万7,000円でございます。

第2款、白鳥地域水道事業費用34万6,000円の減額でございます。1億4,243万2,000円でございます。第1項、営業費用34万6,000円の減額で1億372万1,000円でございます。議会の議決を得なければ流用することのできない経費、第3条、予算、第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費で八幡地域水道事業、補正予定額が1,005万3,000円の減額でございます。計が2,954万3,000円、白鳥地域水道事業34万6,000円の減額でございます。1,491万5,000円でございます。

議案第164号 平成25年度郡上市病院事業等会計補正予算（第1号）について、上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成25年12月2日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページ目をお願いします。総則、第1条、平成25年度郡上市病院事業等会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、平成25年度郡上市病院事業等会計予算、第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

2、年間延患者数、外来、郡上市国保白鳥病院1,464人の減でございます。5万4,656人でございます。計で1,464人の減で15万304人でございます。

3、1日平均患者数、外来で郡上市国保白鳥病院、6人の減でございます。224人、計で6人の減の616人でございます。

収益的収入及び支出、第3条、予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款、郡上市市民病院事業収益、補正予定額でございますが、271万4,000円でございます。28億8,943万8,000円でございます。医業収益、ここでも271万4,000円でございます。26億4,627万6,000円でございます。

第2款、郡上市国保白鳥病院事業収益で1,167万8,000円の減でございます。11億8,888万8,000円でございます。医業収益1,149万3,000円の減でございます。10億4,035万円でございます。医業外収益18万5,000円の減でございます。1億2,967万8,000円、計で896万4,000円の減で40億7,832万6,000円でございます。

支出の第1款でございます。郡上市市民病院事業でございます。271万4,000円の増で28億8,943万8,000円でございます。第1項の医業費用でございます。同じく271万4,000円で27億3,932万1,000円でございます。

第2款、郡上市国保白鳥病院事業で1,167万8,000円の減ということで11億8,888万8,000円でございます。第1項の医業費用でございます。1,447万8,000円の減で11億1,782万6,000円でございます。特別損失280万円の増でございます。780万円でございます。計で896万4,000円の減、40億7,832万6,000円でございます。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第4条、予算、第8条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費、補正予定額は1,590万3,000円の減でございます。計で23億8,109万9,000円でございます。他会計からの補助金、第5条、予算、第9条中、1億1,133万7,000円を1億1,140万1,000円に改める。棚卸資産の購入限度額、第6条、予算、第10条中、7億2,925万5,000円を7億3,339万4,000円に改めるでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（清水敏夫君） ただいま説明のありました議案第154号から議案第164号までの11議案については、別紙議案付託表のとおり、予算特別委員会に審査を付託します。

なお、質疑については、予算特別委員会において行うこととし、ここでは省略します。

お諮りします。ただいま予算特別委員会に付託しました議案第154号から議案第164号までの11議案については、会議規則第46条第1項の規定により、12月3日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第154号から議案第164号までの11議案については、12月3日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は10時50分を予定いたします。よろしくお願いたします。

(午前10時36分)

---

○議長(清水敏夫君) 会議を再開いたします。

(午前10時49分)

---

#### ◎議案第165号について(提案説明)

○議長(清水敏夫君) 日程23、議案第165号 新市建設計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長(田中義久君) それでは、議案第165号 新市建設計画の変更について、よろしくお願いたします。

新市建設計画を次のとおり変更したいので、旧市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定により、議会の議決を求める。平成25年12月2日提出、郡上市長 日置敏明。

本日は計画本体を提出さしていただいておりますし、また参考資料ということで、変更に係るところの新旧の対照の説明表等を掲載したものをお配りさせていただいております。

初めに、計画変更の背景でございますけれども、既に御承知のとおり、未曾有のこの被害をもたらしました東日本大震災、これによりまして被災地域においては、この事業、建設事業の推進が不能に陥る、あるいは全国的に見ましても、被災されなかった地域におきましても防災対策の強化が大きな課題となったわけでございます。

こうしたことの情勢を受けて、国におかれましては、これまで合併後10年間としておりました合併特例債の発行可能期間を延長されるというふうな措置をとられたわけでございます。郡上市のような被災を受けなかった地域におきましても、5年間延長され最長で15年間、この合併特例債を活用させていただくことができるということになったものでございます。つきましては、郡上市におきまして、この合併特例債のまだまだ残額がある枠の中でこの活用は不可欠であるということから、

新市建設計画の計画期間を延長すると、こういうことで取り組みをさせていただくということで、ことしの春から御相談をさせていただいてきておるところでございます。

そこで、参考資料のほうの1ページをごらんいただきたいと思いますが、ただいま申し上げたようなことでありますけれども、新市建設計画のうち、将来ビジョンについては長期的展望に基づき策定をしており、平成16年度から平成25年度までの10カ年を計画期間としておりましたが、昨今の社会情勢や財政状況の変化に伴い、計画期間内での事業達成が困難となることが見込まれ、計画期間の延長や時勢に沿った新たな取り組みの追加など所要の変更が必要となりました。

また、計画期間につきましては、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、5年間延長するものとし、平成16年度から平成30年度までの15カ年の計画期間となります。

後ほど出てくるものではありませんが、基本的には計画の本体につきましては、合併協のほうで大変精密、緻密に御議論をされた成果でありまして、今日においても基本的にはその計画を尊重しつつ、先ほど15年に延長されるに伴って、国から要請されております防災あるいはそれにかかわってきます新しいエネルギー対策と、こういうところにつきまして加味をしていくというのが基本的なスタンスとなっておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、変更箇所、変更概要及び変更理由でございます。主だったところだけを御説明させていただきます。

まず、主要指標の見通しの中の人口でございますが、新市建設計画において、もともとこれは当時の人口としては目標値としては5万人という数字を掲げられておるわけでありまして、これらは当時の平成12年段階の国調をもとにしまして、5万人を少し切っておる、そうした状況の中で、やはり5万人という数字を目標として取り組んでいかれるということで、当時策定をされたことだというふうにして思います。

しかしながら、その後の17年国調、22年国調を経てくる中で、非常に現実問題としましては多くの人口減というものが避けられないといえますか、事実そういう状況が出てきているということの中で、国立社会保障・人口問題研究所が発表されました日本の地域別将来人口の中では、郡上市は平成30年を超えていく中で、非常に4万人を切っていくというふうな数値が発表されておる中でありますが、それを今回の計画期間の年度であります平成30年度で推計をしますと、約4万人という数字が出てくるわけでございますので、それに対しましては現在取り組んでおります少子化対策あるいは交流移住、あるいは産業振興等々の政策効果を必ず出していこうということで、1,000人の上積みさせていただきたいということで4万1,000人というふうな目標を掲げたということでございます。

それから、それ以降、2ページ以降につきましては、それぞれの細節におきまして、現在申し上

げました人口指標、そのものを類推していく中でのそれぞれの指標の数値の変更をしております。

5ページの下段のところに、P25、第4章、新市の将来ビジョンというところの以降ありますが、ここで今般のいわゆる原子力発電所の問題等々もございますことを踏まえて、6ページのところまで再生可能エネルギーの活用というものを新市の将来ビジョンに一つ特出しをして追加をさせていただきたいということはここに盛り込んだわけでございます。

それから、7ページ以降は、これは計画本体では第5章、新市の主要施策になりますが、その中におきましても施策として再生可能エネルギーの活用というものを位置づけていきたいということでございます。

それから、主な変更点の2つ目が9ページにあります、第5章、新市の主要施策の中の安全快適で美しく住みよいまちづくり、この2)の市民の安全性の確保におきまして、変更前にも触れておるわけですが、文字の文言あるいは計画内容の強化ということで、東日本大震災の教訓を踏まえ、この以下のところで十分その取り組みを強化して取り組んでいくということをこの建設計画に盛り込ませていただくということを考えております。

それから、11ページにつきましては、これ数字の話ですが、これまで経てきたところにおきましては決算数値、また25は現在決算見込みですが、それから26年度以降につきましては、第2次行革大綱に掲載をして、いろいろな指標と今しております中期試算、財政の見通しですね、それを載せさせていただいたということでございます。

全体としては総合計画に基づいての総合的な計画的な行政の推進ということを今図っておりますが、合併特例債を引き続き5年間活用させていただき上で、非常に広く網羅された建設計画でありましたので、法律等でも指摘がされておる新しい再生エネルギーの問題と、それから防災・減災に対する施策の強化というものを盛り込んだことが今回の新市建設計画の変更の主な内容となっております。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（清水敏夫君） 以上で説明を終わります。

質疑については、会期日程に従い、改めて行います。

---

#### ◎議案第166号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程24、議案第166号 工事請負変更契約の締結について（市道西安久田・穴洞線災害復旧工事）を議題といたします。

説明を求めます。

建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 議案第166号 工事請負変更契約の締結について（市道西安久田・穴洞

線災害復旧工事)、次のとおり、工事請負変更契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。平成25年12月2日提出、郡上市長 日置敏明。

1、契約金額、増額434万700円でございます。

変更前、1億8,669万円、変更後、1億9,103万700円でございます。

2、契約の相手方、郡上市八幡町稲成1148番地の2、株式会社丸芳組、代表取締役石神勉。

3、工事の場所、郡上市八幡町安久田地内。

4、変更の理由、切土のり面ののり砕工の増額によるものでございます。

1枚おめくりいただきまして、参考資料ですけれども、工期につきましては平成26年1月31日といたしたいと思っております。

それから、事業概要でございますけれども、下の四角の中でございますけれども、のり砕工として856.7平米、鉄筋挿入工としまして463本が変更となったものでございます。

次に、変更前と変更後の平面図をつけさしていただいておりますけれども、丸で太く囲った部分ののり面のところが変更になったというものでございます。ここが変更になった理由としましては、用地等の関係で当初の計画のところから切って下がれなかったということに対して、勾配を強くしたために工法変更になったものでございます。

それから、別でちょっと参考資料としてお渡ししておりますけれども、ここにつきましては、ちょっと切りのり面の通常ですと、これはこの場所ではちょっと下にずっておりますけれども、切って下がってるだけというのが、その下にありますように、勾配が強くなったためにコンクリートで押さえまして、そのクロスしたところに鉄筋アンカーを打ち込むという工法に変更したものであるものでございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（清水敏夫君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） こののり砕工というやつについて、ちょっと説明をお願いしたいんですが、こういう砕がついた壁面のやつかな。

○議長（清水敏夫君） 建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） お手元のほうに資料でお渡しさせていただいておりますけれども、この写真のところですね、これコンクリートで30センチ30センチの1メートル50のこれ升目になっておりますけれども、現場で押さえると。コーンをしたところに鉄筋を打っていくという、勾配を強くしたために、そういうふうには押さえが必要になってくるということでございますので、よろしくお

願います。

○議長（清水敏夫君） よろしいですか。そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第166号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第166号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

議案第166号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第166号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第167号について（提案説明・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程25、議案第167号 工事委託変更協定の締結について（特環・大和中央浄化センター機械・電気設備工事委託業務）を議題といたします。

説明を求めます。

環境水道部長 平澤克典君。

○環境水道部長（平澤克典君） 議案第167号 工事委託変更協定の締結について（特環・大和中央浄化センター機械・電気設備工事委託業務）、次のとおり、工事委託に関する変更協定を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。平成25年12月2日提出、郡上市長 日置敏明。

1、委託協定金額、減額、6,800万円、税込みでございます。

変更前2億8,800万円を、変更後2億2,000万円にしようとするものでございます。

2、委託協定の相手方、東京都新宿区四谷3丁目3番1号、日本下水道事業団理事長谷戸善彦。

3、委託工事の場所、郡上市大和町徳永地内。

4、変更の理由、入札差金等による減。

1枚おめくりをいただきまして、資料をごらんください。今回の委託業務の変更の概要でござい

ます。議案と重なる部分につきましては省略させていただきます。

協定概要の工期でございますが、平成24年6月12日から平成26年3月28日でございます。これは平成24年の当初予算にて債務負担を、それから平成24年6月に議決をいただきまして本協定を行い、平成24年、25年の2カ年にて事業を実施しているものでございます。

今回、協定金額の減額、6,800万円の主な理由でございますが、一つは、入札差金によるものが約4,400万円でございます。落札率につきましては、機械設備で86.0%、電気設備で74.57%ということが大きな減額の要因でございます。

そのほかの主な理由でございますけど、全体計画を今回実施計画にいたします際に、流入汚水ピットと放流の塩素混和池でございますが、こちらの内容変更を行ったことが減額の主な理由でございます。

下のこの工事内容につきましては、当初とおりでございますので、よろしく願いいたします。

1枚おめくりいただきますと、裏面に位置図、次のページに、今回の機械・電気設備工事箇所につきまして少し黒くなっている部分でございますが、参考に添付してございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（清水敏夫君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしでよろしいですか。質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第167号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第167号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

議案第167号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第167号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

◎議案第168号から議案第169号までについて（提案説明）

○議長（清水敏夫君） 日程26、議案第168号 旧慣による公有財産の使用権を廃止することについてと、日程27、議案第169号 財産の無償譲渡について（北濃財産区の財産）の2議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） それでは、まず168号と169号においては関連ございますので、まず議案書のほうのみを説明さしていただいて、また、細部については別紙の資料があると思いますので、後ほど説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議案第168号 旧慣による公有財産の使用権を廃止することについて、次のとおり、旧慣による公有財産の使用権を廃止することについて、地方自治法第238条の6第1項の規定により、議会の議決を求める。平成25年12月2日提出、郡上市長 日置敏明。

1、財産の所在地、郡上市白鳥町向小駄良字下川原4番地6、ほか508筆。992万973.3平方メートル。

2、権利の相手方及び内訳、別紙のとおりで、次の1枚、2枚おめくりいただきますと内訳がございました。

3、廃止の期日、平成26年3月31日。

4、廃止の理由、北濃財産区内にある旧来から地元住民により管理運営されてきた財産区有財産について、地元6つの地区ごとに設立または設立予定の認可地縁団体に当該財産の無償譲渡を行うため旧慣による使用権を廃止するものでございます。

資料につきましては、次のページが、権利の相手方の財産の集計が各自治会ごとでございます。また、その後ろに先ほどの旧慣による使用している財産の内訳がございました。その一番最後に財産区の位置図がございますので、よろしくお願いいたします。

議案第169号 財産の無償譲渡について（北濃財産区の財産）、次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。平成25年12月2日提出、郡上市長 日置敏明。

1、譲渡する財産、郡上市白鳥町向小駄良字下川原4番地6、ほか508筆。992万973.3平方メートルでございます。

2、譲渡の相手方及び内訳、別紙のとおりでございます。

3、譲渡の期日、平成26年3月31日。

4、譲渡の理由、北濃財産区内にある旧来から地元住民により管理運営されてきた財産区有財産について財産の管理実態と所有権の一致を図り、適切な財産管理を行うため、地元6つの地区ごとに設立または設立予定の認可地縁団体に当該財産の無償譲渡を行うものでございます。

資料については先ほどと同じ資料がついてございます。

それでは、別紙のほうで説明だけさせていただきます。

まず、2番のこの北濃財産区の概要でございます。ここでは昭和31年の4月に当時の白鳥町、牛道村、この村ですね、合併しまして白鳥町が発足したと。これに伴って、旧の北濃村有林を北濃財産区として設立したということでございます。

また、この旧の北濃村有林は、大正12年の村有林野統一により各部落有林を北濃村として登記したものであるということでございます。それで当時ですが、部落有林野統一事業は、離権のかわりに慣行使用権を認めて統一を推進した国の政策であるということでございます。そのため実態としては、それぞれの部落有林に分かれておって、その財産は地元住民の手によって管理されている状況であったということでございます。

それで、下側のこの1のところでございます、北濃財産区となる財産、大正12年の村有林野統一ということでございますが、この村有林野の統一というものはどういうものかという、特に右側の網かけがしてございます、その部分のちょぼの2つ目でございますが、当初は部落有林を無償、無条件で新市町村へ統一する方針であったということで、全国的に非常に無償無条件ということで困難を極めておったということでございます。そのために無償無条件統一から条件つき統一へと政策を転換したということで、岐阜県では大正12年に離権のかわりに慣行使用権を認めて、村民の納得する程度で統一する方針を指示したという中で、この北濃財産区はこれを受けて設けられたということでございますので、お願いいたします。

次のページにはまた先ほどの3で管理状況ということが載ってございます。

また、4では、北濃財産区管理会における協議の経緯ということでございます。そこで財産区内での協議ということで、④のところ平成25年1月9日に財産管理会と、また財産譲渡の自治会が合同会議をやって、ここで譲渡についての承認を行っておるということでございます。

また、5番においては、地縁団体の払い下げの方針ということで、この網かけの部分でございます。特に財産区財産のうちの部落有林と呼ばれ、明らかに実態として地元住民によって管理されている財産に限って、財産区管理会の同意を得た後、議会の議決を得て当該地元住民を組織する認可地縁団体へ移行できるものとする。ただし、将来にわたって責任を持って管理する旨を規定していきたいということでございます。

6番においては、下川財産区における地縁団体の払い下げということで、これは平成の21年の3月議会において同じように払い下げておると。これも同じく、大正12年の部落有林の林野統一事業というような形で同じようなもので郡上市でも行っておったということでございます。

7番においては、白鳥地域の他の財産区の設定状況ということでございます。一番最後に参考資料として財産区の悉皆調査報告書ということで、全国的にも、平成以降解散した72の財産区のうち

11の財産区が認可地縁団体に移行しておるといふようなことで、あくまでも、やはり間違いなく部落有林の所有主体として財産区であると考えておるといふこととさせていただきます。

その後ろに、この北濃財産区管理会運営に関する覚書という形とさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。

以上とさせていただきます。

○議長（清水敏夫君） 以上と説明を終わります。

質疑につきましてもは、会期日程に従い、改めて行います。

---

#### ◎議報告第10号について

○議長（清水敏夫君） 日程28、議報告第10号 諸般の報告について。

例月出納検査結果が監査委員より別紙写しのとおり提出をされましたので、お目通しいいただき、報告にかえます。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（清水敏夫君） 以上と本日の日程は全て終了いたしました。長時間にわたり慎重に審議いただき、ありがとうございました。

本日はこれで散会いたします。御苦勞さまでした。

(午前11時19分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 清 水 敏 夫

郡上市議会議員 鷺 見 馨

郡上市議会議員 山 田 忠 平

